

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和四年十一月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年二月九日奈良県指令建第一〇八―一二五号

令和四年八月八日奈良県指令建第一〇八―一二五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年十一月八日建第一〇〇四〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡河合町星和台二丁目九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号

積水ハウス不動産関西株式会社 代表取締役 澤田康志

一 許可番号

令和四年八月二十四日奈良県指令建第一一〇―四八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年十一月八日建第一〇〇四一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市田町二六一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市北妙法寺町一七四番地

濱田伊久雄

一 許可番号

令和二年九月一日奈良県指令建第一〇四―一三九号

令和三年十一月二日奈良県指令建第一〇四―一三九―一号

○番二一、一〇三〇番二三、一〇三〇番二五、一〇三〇番二七及び一〇七三番九の各一部

緑地 生駒市北田原町一〇二三番一、一〇二五番一一、一〇二五番一七及び一〇二五番二〇

水路 生駒市北田原町九九二番三、九九三番三、九九三番四、九九三番五、一〇〇一番二、一〇〇三番三、一〇〇六番三、一〇〇八番二、一〇二三番二、一〇二四番三、一〇二五番一〇、一〇二五番一六、一〇三〇番一六、一〇三〇番一七、二六八三番二、二七八五番二、二八七三番の一部及び二八七五番の一部

一 許可番号

平成三十年六月二十二日奈良県指令建第一〇〇―二三七号
令和四年一月二十七日奈良県指令建第一〇〇―二三七―一号
令和四年八月一日奈良県指令建第一〇〇―二三七―二号
令和四年九月二日奈良県指令建第一〇〇―二三七―三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年十一月八日建第一〇〇四三号
公共施設に関する工事の検査済証 令和四年十一月八日建第五七八〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市北郡山町五二八番四五並びに九条町七六一番三、七六二番六、七六二番九、七七四番一、七七四番二、七七四番三、七七四番四、七七四番五、七七四番六、七七四番七、七七五番一、七七五番二、七七五番三、七七五番四、七七五番五、七七五番六、七七五番七、七七五番八、七七五番九、七七五番一〇、七七五番一一、七七五番一二、七七五番一三、七七五番一四、七七五番一五、七七五番一六、七七五番一七、七七五番一八、七七五番一九、七七五番二〇、七七五番二一、七七九番一の一部、七八二番、七八三番、七八四番一、七八四番二、七八四番三、七八四番四、七八四番五、七八四番六、七八五番一、七八五番二、七八五番三、七八五番四、七八五番五、七八五番六、七八五番七、七八五番八、七八五番九、七八五番一〇、七八五番一一、七八五番一二、七八五番一三、七八五番一四、七八五番一五、七八五番一六、七八五番一七、七八五番一八、七八五番一九、七八五番二〇、七八五番二一、七八五番二二、七八五番二三、七八五番二四、七八五番二五、七八五番二六、七八五番二七、七八七

番一、七八七番二、七八七番三、七八七番四、七八七番六、八二一番一四、八二一番一五、八二四番一、八二四番二、八二四番三、八二四番五、八二四番六、八二四番七、八二四番八、八二四番九、八二四番一〇、八二四番一一、八二四番一二、八二四番一三、八二四番一四、八二四番一五、八二四番一六、八二四番一七、八二四番一八、八二四番一九、八二四番二〇、八二四番二一、八二四番二二、八二四番二三、八二四番二四、八二六番一、八二六番二、八二六番三、八二六番四、八二六番五、八二六番六、八二六番七、八二六番八、一〇八七番五九、一一二四番一及び一四三七番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市城南町五番三七号

プレス株式会社 代表取締役 吉本剛二

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市北郡山町五二八番四五の一部並びに九条町七七四番七、七七五番一九、七七五番二〇、七七五番二一、七七九番一の一部、七八四番二、七八四番五、七八四番六、七八五番二二、七八五番二三、七八五番二四、七八五番二五、七八五番二七、七八七番六、八二一番一四、八二一番一五、八二四番一、八二四番二の一部、八二四番五、八二四番六、八二四番二一、八二四番二三及び八二六番七

公園 大和郡山市九条町七八五番二〇及び八二四番二〇

下水道 大和郡山市九条町七七四番七、七七五番一九、七七五番二〇、七八五番二二、七八五番二四、七八五番二五、七八七番六、八二四番二一及び八二六番七の各一部

水路 大和郡山市九条町七七五番一七、七七五番一八、七七九番一の一部、八二四番二二、八二四番二四、八二六番八及び一〇八七番五九の一部

消防の用に供する貯水施設 大和郡山市九条町七八五番二一